

別紙 1

教高第 2 1 6 号 諮問

北海道産業教育審議会

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

平成24年 7 月 17 日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

1 諮問事項

今後の本道の産業教育の在り方について

2 諮問の理由

我が国においては、産業構造の変化や雇用の多様化・流動化、様々な分野での国際競争の激化、少子高齢化の進行など、社会全体が大きく変化する中、社会人・職業人として自立した人材の育成が強く求められています。

このような中、国においては、平成20年7月に教育振興基本計画の重点項目として「キャリア教育・職業教育の推進」をとりあげるとともに、平成23年1月に中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の中で、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となって生徒一人一人の社会的・職業的自立に対応する取組や、その中において、学校教育は重要な役割を果たすものであり、キャリア教育・職業教育を充実することが必要であると提言されています。また、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領においても、職業教育に関して配慮すべき事項の中で、「キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設ける」ことを示し、キャリア教育や就業体験の一層の推進を促しております。

また、本審議会では、第23期において、「高等学校の産業教育の充実に関する調査」を実施し、今後の取組の在り方として、「高等学校の専門学科においては、卒業後の進路を問わず、将来にわたって職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応できる力の育成はもとより、教育内容の質を高めることや、体験的な学習や地域企業と連携を図った長期間の実習等を通じて、より実践的な教育活動を展開する必要がある。」ことを提言しています。

北海道教育委員会といたしましては、これまで本道の専門高校における職業教育につきまして、国の動向や北海道産業教育審議会からの答申及び建議を踏まえ、キャリア教育の視点に立った進路指導の充実及び大学、試験研究機関、地域産業界等との連携の強化が必要であると考えことから、主として次の観点から検討をお願いします。

(1) キャリア発達を促す産業教育

(2) 大学、試験研究機関、地域産業界等と連携した産業教育